

小限にするよう努力しなければならない。

- 2 乙は、不可抗力等の発生に起因して損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面を甲に提出するものとする。
- 3 甲は、前項の書面を受け取った場合、損害状況等の確認を行ったうえで、甲と乙で協議をおこない、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 4 不可抗力等の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲も負担するものとする。なお、乙が付保した保険により填補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 5 不可抗力等の発生に起因して甲に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該費用については、甲が負担するものとする。

(原状回復義務等)

- 第22条 乙は、手続き条例第10条及び道の駅条例第13条により指定管理者でなくなったとき又は法第244条の2第11項の規定により期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった管理物件を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、乙は、管理物件に投じた必要費、有益費その他の費用の償還を請求しないものとする。
 - 3 乙は、故意または過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを現状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(損害の賠償)

- 第23条 乙は、次のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。
- (1) 委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 甲が法第244条の2第11項の規定により乙を指定管理者とする指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲に損害を与えたとき。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲が損害を賠償したときは、乙は、甲にその賠償した額を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

- 第24条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的にしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(情報の開示)

- 第25条 乙は、若桜町情報公開条例（平成12年条例第19号）の規定を遵守し、管理業務に関して保有する情報について、積極的な公開に努めなければならない。

(帳簿の整備等)

- 第26条 乙は、次に掲げる帳簿類を作成し、常備するものとする。
- (1) 業務日誌等（管理施設の利用状況、管理業務の実施業況等が把握できる書類）